

埼玉県介護職員等永年勤続表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の介護施設等に勤務する介護職員等であって、多年にわたり職務に精励したものを知事が表彰することにより、当該職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高め、もって介護職員等の定着率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、別表に掲げる施設等をいう。

2 この要綱において「介護職員等」とは、介護職員その他の者であって、介護施設等に勤務する全ての職員をいう。

(表彰の種類及び基準)

第3条 表彰の種類及び基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 勤続10年表彰

介護施設等に勤務した期間が、通算して10年以上であること。

(2) 勤続20年表彰

介護施設等に勤務した期間が、通算して20年以上であること。

(表彰対象者)

第4条 前条の規定に基づく表彰の対象となる者（以下「表彰対象者」という。）は、現に県内の介護施設等に勤務する介護職員等であって、常勤職員又は常勤職員に準ずる職員（1週間当たりの所定労働期間が20時間以上である職員）（以下「常勤職員等」という。）とする。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

(1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

(2) その他表彰することが適当でないと認められる者

(基準日)

第6条 第3条の勤務期間の計算は、10月1日現在を基準として行う。

(勤務期間の計算)

第7条 第3条の勤務期間の計算は、別添「埼玉県介護職員等永年勤続表彰勤務期間計算要領」に基づき行う。

(表彰候補者の推薦)

第8条 第3条第1号又は第2号に該当する者がいるときは、当該職員が勤務する介護施設等の長は、様式第1号により推薦するものとする。

2 前項の推薦は、第3条第1号又は第2号の基準を満たした年度に行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基準を満たした年度の翌年度以降においても推薦することができる。

(1) 現に勤務する介護施設等以外における勤務経歴があることが新たに確認され、推薦を行なおうとする年度より前に第3条第1号又は第2号の基準を満たしていたことが明らかになった場合

(2) 勤務期間の通算の対象となる身分や休業等があることが新たに確認され、推薦を行なおうとする年度より前に第3条第1号又は第2号の基準を満たしていたことが明らかになった場合

(3) その他前各号に準ずるものとして、第3条第1号又は第2号の基準を満たした年度の翌年度以降における推薦を認めることが適当である場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

別表（第2条第1号関係）

	サービスの種別	介護施設等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与
3	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
6	指定居宅介護支援	居宅介護支援事業所
7	指定介護予防支援	地域包括支援センター
8	老人福祉施設	養護老人ホーム 軽費老人ホーム

別添

埼玉県介護職員等永年勤続表彰 勤務期間計算要領

1 勤務期間の計算の対象となる介護施設等

- (1) 勤務期間の計算に当たっては、現に勤務する介護施設等に限らず、これまでに勤務した全ての介護施設等に勤務した期間を通算するものとする。
- (2) (1)の期間には、埼玉県以外の都道府県に所在する介護施設等に勤務した期間を含むものとする。ただし、現に勤務する介護施設等については、埼玉県内に所在する介護施設等であることを要する。
- (3) 現に勤務する法人内での異動により、表彰対象外の施設等（病院（介護療養型医療施設を除く）、保育園等）に勤務した期間がある場合は、前後に表彰の対象となる介護施設等に勤務した期間を通算するものとする。

【例1：一般的な例】

県内の介護施設	県内の介護施設	県内の介護施設
← 2年 →	← 3年 →	← 5年 →
10年		

【例2：一部県外の介護施設に勤務】

県内の介護施設	県外の介護施設	県内の介護施設
← 2年 →	← 3年 →	← 5年 →
10年		

【例3：現に勤務する法人内の異動で一部表彰対象外の施設等に勤務】

県内の介護施設（法人A）	病院（法人A）	県内の介護施設（法人A）
← 4年 →	← 3年 →	← 6年 →
10年		

2 勤務期間の計算の対象となる身分

勤務期間の計算に当たっては、常勤職員等として勤務した期間を通算するものとする。ただし、子育て又は家族の介護を理由として1週間当たりの所定労働時間が20時間未満の短時間勤務の期間がある場合は、当該期間は継続して勤務したものとみなす。

【例4：短時間勤務（子育て又は家族の介護）】

週40時間勤務	週16時間勤務 (子育て又は家族の介護)	週20時間勤務
← 4年 →	← 2年 →	← 4年 →
10年		

【例5：短時間勤務（子育て又は家族の介護以外）】

週 40 時間勤務	週 16 時間勤務 (子育て又は家族の介護以外)	週 20 時間勤務
← 4年 →	← 2年 →	← 6年 →
10年		

3 離職期間

転職等により離職した期間がある場合は、その期間が90日以内であるときは当該期間を除いた上で勤務期間を通算することとし、離職期間が90日を超えるときは、再就職後の勤務から改めて勤務期間を計算することとする。

【例6：離職（90日以内）】

介護施設A	離職	介護施設B
← 4年 →	← 90日 →	← 6年 →
10年		

【例7：離職（90日を超える）】

介護施設A	離職	介護施設B
← 4年 →	← 120日 →	← 10年 →
10年		

4 休業等の期間の通算

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定に基づく産前産後休業や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業又は介護休業など、各種法令の規定に基づき休業等をした期間は、これを勤務したものとみなして通算する。

【例8：産前産後休業・育児休業】

勤務	産前産後休業 育児休業	勤務
← 4年 →	← 1年6月 →	← 4年6月 →
10年		

(2) 就業規則等の規定に基づき休暇等を取得した期間は、これを勤務したものとみなして通算する。

【例 9：自己啓発休暇（就業規則に規定あり）】

勤務	自己啓発休暇 (就業規則に規定あり)	勤務
← 4年 →	← 1月 →	← 5年11月 →

10年

- (3) 就業規則等の規定に基づき自己都合又は負傷若しくは疾病等による病気療養により90日を超えて休職等をした期間がある場合は、当該期間はその全てを通算しないこととする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく業務災害又は通勤災害（いわゆる労災）により療養した期間は、これを勤務したものとみなして通算する。

【例 10：病気休職（一般）】

勤務	病気休職（一般）	勤務
← 4年 →	← 1年 →	← 6年 →

10年

【例 11：病気休職（労災）】

勤務	病気休職（労災）	勤務
← 4年 →	← 1年 →	← 5年 →

10年

5 勤務証明

複数の介護施設等への勤務履歴がある場合は、「職務経歴書」（様式第1号の別紙1）、同一法人内で複数個所の勤務がある場合は「職務経歴書」（様式第1号の別紙2）を添付することとする。

6 その他

この要領によっても勤務期間の計算に疑義が生じたときは、その都度知事が決定する。